

平成26年度

第2回佐久市国民健康保険運営協議会議事録

日 時 平成26年8月20日(水) 午後1時30分～午後2時50分

場 所 佐久消防署 3階 講堂

出席委員 14名

公益を代表する委員 5名

保険医等を代表する委員 4名

被保険者を代表する委員 3名

被用者保険等の保険者を代表する委員 2名

欠席委員 6名

事務局 8名

1 開会

2 諮問

別紙諮問書により市長より会長に諮問

3 会長あいさつ

4 市長あいさつ

5 議事録署名委員の指名

武重委員、清水委員

6 協議事項

(1) 諮問の内容について

資料に基づき事務局より説明（1ページから2ページ）

(会 長)

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がございましたが、税率改正による国保税の必要額については、本日協議会としての結論を出して欲しいということですので、これらを踏まえて委員の皆さんからご意見、ご質問を出していただきたいと思います。

(委 員)

今回は、平成27年度・28年度までの税率の検討という考え方でよろしいでしょうか。

(事務局)

その通りです。

(委 員)

平成29年度からは国保の広域化ということが行われるということですが、広域化とは、広い範囲で平均的に行うということですよ。そうすると、例えば今回上げた国保税が、平均的に佐久市が上げすぎると平成29年度には下がるということもあるのでしょうか。

(事務局)

国保を広域化する際に税率をどのようにするかということは、現在国において、各都道府県における税率をどのように設定するのかということの検討が進められています。広域化になる際に、決められた設定方法に基づき算定した佐久市の税率が高いとすれば、下げるといったことも踏まえて検討することも出てくるかと思えます。

(会 長)

他にありますか。

[特になし]

他に意見がないようですので、それではお諮りします。協議会として、増額する国保税については3億円程度とすることについて、市の提案通りに決定するというのでよろしいでしょうか。賛成の委員さんは拍手をお願いします。

[全委員拍手により承認]

ありがとうございました。この件については、市の提案通り決定とします。次に、税率案についてですが、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

資料に基づき説明（3ページから8ページ）

(会 長)

ありがとうございました。この件につきましては、本日は質疑応答のみを行うということですので、委員の皆さんからは忌憚のないご意見ご質問をお願いします。

(委 員)

8ページの、長野県下の19市の平均というのを見せていただくと、国保の状況というのは理解できるのですが、佐久市は今年度改定の予定ということで、この会で協議しているわけですが、今年度税率を改定する予定のないという市もいくつかあるということで、これと、どうしても上げなければいけない佐久市との差、というものは何なのでしょう。

(事務局)

改定をしない市の場合につきましては、ある程度国保税で必要額を確保できているのではと考えられます。また、平成29年度に広域化というようなことも予定されている中で、それを見据えて税率を改定しないという市もあるようです。

(委 員)

佐久市が今まで税率が低かったという面もあるのですか。例えば長野市の方が高かったとか。長野市は今年改定しないということになっていますが、これは余裕があるから改定しないと考えられます。そのような市は今まで税率を高めに設定していたから良かったと、佐久市は今まで低かったから上げざるを得ないのか、そういう感じでしょうか。

(事務局)

前回の資料にもお示しさせていただいたように、既に税率を何回か改定している市もございます。佐久市につきましては、平成20年度以降改定をしていないということで、委員さんのおっしゃるような低い税率で運営をしてきまし

た。ただ、不足分には基金を使ってまいりましたので、ここで基金が平成26年度でなくなってしまうというような状況でございますので、平成27・28年度につきましては、国保税を増額しなければ佐久市の国保運営が立ち行かなくなる恐れがあるということで、お願いするものでございます。

(委員)

6ページですけれども、所得金額33万円以下の、増加額が、一人世帯で6,400円です。税率①です。所得金額1,000万円以上の場合は、2,500円ですよね。一番下の6,400円よりも、1,000万円以上の人が2,500円しか上がってないということになりますよね。これは限度額の関係だと思うのですが、限度額というのは市独自で少し上げることとか、そういうのは無理なのですか。

(事務局)

国保税の限度額につきましては、地方税法で既に決められておりまして、国保保険者はそれを超えることはできないとされておりまして、限度額に満たない運用は可能かと思いますが、それを超えることはできないと、ご理解をいただきたいと思っております。

(委員)

平成20年度と現在では、事情も状態も全然違うかと思われましてけれども、平成20年度の時の税制改正の税率はどのくらいだったのでしょうか。

(事務局)

平成20年度の時のそれぞれの改正した税率については、手元にはないのですが、平成20年度の改正は主に後期高齢者医療制度が新しく開始されまして、国保で後期高齢者支援金というものも徴収をして、後期高齢者医療制度に納めるということで、そちらの方の改正が主だったということになります。そういうことも含めて、改定率にいたしますと、19.72パーセントというのが前回でございました。

(委員)

ここ数年、基金がどんどん減っていくという数字を目の当たりにしたのですが、19.72パーセントの税率改正をされて、それで基金がどんどんなくなっていったら0になるということで、今回は17パーセントくらいじゃないですか。その税率で大丈夫ということなのではないでしょうか。

(事務局)

財源不足につきましては、これまでの決算状況や今後の医療費の見通しなどを踏まえる中で、今後不足する額を見込ませていただきました。ですから、今回3億円を増額させていただいた場合には、平成28・29年度の2年度につきまして、現時点では良好に運営できると考えております。

(委員)

この改正で、資産割を原則据え置きというわけですが、19市の平均から見て佐久市は低いとありますが、低ければバランスよく引き上げれば良いという気もします。最終的に税率を極端に上げるというのはいけないと思いますが、19市の平均からかけ離れたものを重点的にあげていく方が説明しやすいんじゃないかというような気がするのですが。

(事務局)

資産割を据え置きさせていただいた主な理由といたしますと、これも低所得者の皆さんに配慮できればと考えたわけですが、固定資産税につきましては、土地建物をお持ちの方にはどなたにも課税されるというものでございます。国保加入世帯の固定資産税額を平均しますと49,000円になります。資産割の順位とすれば確かに10位程度ということで、まだ上位の市はございますけれども、できるだけ低所得者層の皆さんに負担を減らせるようにということで、資産税の税率はできるだけ据え置きとしたいと考えました。後期高齢者支援金分につきましては、応能割が77パーセントという数字になっていましたので、0.4パーセント伸ばしまして、21.9パーセントに税率をプラスして設定いたしました。委員さんのおっしゃられるように、例えば資産割をもう少し大きくして、それぞれの所得者層のところで税率がどうなるかというのにつきましては、資料としてご提示できますので、一つの検討材料として次の協議会の際に、お示しをさせていただきたいと思っております。

(会長)

他にありませんでしょうか。

[特になし]

この会議の質問等は出尽くしたようですので、本日はここまでといたします。この会議終了後においてお気づきのことやご不明な点等が出た委員の皆さんは直接事務局へご意見ご質問等を、9月3日までに皆さんのところに置かれています質問書、または口頭により、提出をお願いします。次の会議の席で事務局より回答または説明をいただくものとします。次に、今回の諮問に関係しております、データヘルス計画について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

資料に基づき説明(9ページ)

(会長)

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。ご意見ご質問等がありましたら、お願いしたいと思います。

[特になし]

ご意見がないようですので、協議会として、データヘルス計画の策定にかか

わっていくということでご了解をいただけましたら、拍手をお願いします。

[全委員拍手により承認]

ありがとうございました、それではみなさんのご協力をお願いします。続きまして、(2) その他についてですが、事務局より何かありますか。

(2) その他

(事務局)

事務局より、今後の日程ということで、何点か確認をさせていただきたいと思います。まず先ほどご協議をいただきました改正税率案でございますが、本日の協議会の議論等も含めまして、会議が終わってからお気づきになったことですか、ご意見等がありましたら、お配りいたしました質問書を事務局にご提出いただくか、もしくは口頭でも結構ですので、ご連絡させていただきたいと思います。どのような些細なことでも結構ですし、色々な検討をいただくのに必要な材料などございましたら、なんなりとお申し付けをいただければと思います。その期限でございますが、9月3日水曜日までということで、大変申し訳ありませんが期限を切らせていただきますので、よろしく願いいたします。そして次回の会議でございますが、9月19日の金曜日、午後1時30分から、今度は保健センターの2階の会議室で開催する予定であります。また改めて開催通知はご案内申し上げますが、お忙しいところ大変恐縮でございますけれども、ご予定をお願いしたいと思います。そして冒頭申し上げましたように、10月初旬から中旬ごろに答申をいただきたいと考えております。そして、答申をいただいた後に、12月議会で、国保税の条例の改正案を上程してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。今後の日程等についてでございますが、よろしく願いいたします。

(会 長)

今後の日程等について事務局よりお話がありまして、先ほど申しましたように質問書の提出は9月3日まで、次回の会議は9月19日、答申は10月中旬ということでお話がございましたので、それぞれ皆さん方ご予定をお願いしたいと思います。他に、委員の皆さんから何ございますか。(特になし) 他にないようですので、以上を持ちまして、協議事項を終了とさせていただきます。

7 その他

(会 長)

次に、7その他ですが、事務局より何かありますか。

(事務局)

議事録の署名でございますが、本日の議事録の署名押印につきましては、後日ご連絡をさせていただきました後に、議事録をお持ちいたしますので、署名

押印をお願いいたします。それから、10月に委員研修会を開催させていただいていますが、今年は10月27日、月曜日に茅野市の方で行われる予定となっております。後日また連絡をする予定でいます。出席のご連絡をいただくようになりますので、ご都合をつけていただきまして、なるべく大勢の委員の皆様にご出席をお願いしたいと思います。本年度は会議の数が多く、委員の皆様にはご負担をおかけしておりますが、どうぞよろしくをお願いいたします。以上です。

(会長)

ありがとうございました。その他に、委員の皆さん、どんなことでも結構です。何かありましたらお出してください。(特になし)

他にないようですので、本日の日程につきましてはすべて終了しました。皆さんのご協力により、スムーズな議事進行ができました。ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しします。

(事務局)

本日は、大変重要な課題につきまして、ご審議いただきありがとうございました。またお持ち帰りいただきまして、内容等を十分吟味いただき、次の討論へ進めていただきたいと思います。国保税の見直しについては、先ほど来出ておりますが、平成20年度以来6年ぶりということになります。所得が少ない方たちが大勢構成している国民健康保険でございます。その人たちに対する負担がなるべく少なくなればいいと私たちも思っております。かといって、国保財政の健全な運営をしていかなければならないということもございまして、皆様方には何卒、慎重なご審議をいただきたいと思います。期間が短い中でのご検討になりますけれども、ご審議をしていただき、答申していただきますよう、改めてお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。本日は大変お忙しいところ、ありがとうございました。

8 閉会

議事録署名委員

議事録抄本には議事録署名委員の署名・押印をいただいております。